

相手国政府・ 相手国総務機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エチオピア	食糧援助に関する日本国政府と エチオピア連邦民主共和国政府 との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 小麦及びその輸送に必要な役務の供与	530,000 千円 H20. 3.31 まで	H20. 3. 4 アデアイス アベバで (同日)	日本側 駒野欽一在エチオ ピア大使 メコネン・ エチオピア側 メコネン・ マニヤゼワル財務・経済 開発担当国務大臣	H20. 3.25 186号
エチオピア	テイグライ州地方給水計画のた めの贈与に関する日本国政府と エチオピア連邦民主共和国政府 との間の交換公文	テイグライ州地方給水計画を実施するために必要な 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械並びにその調達に必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1.、2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供 与 5. 上記2.の機械の操作指導に必要な役務の供与 6. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役 務の供与	737,000 千円 (H20年度 207,000 千円) H21. 3.31 まで (H21年度 530,000 千円) H22. 3.31 まで	H20. 6. 9 アデアイス アベバで (同日)	日本側 駒野欽一在エチオ ピア大使 メコネン・ エチオピア側 メコネン・ マニヤゼワル財務・経済 開発担当国務大臣	H20. 6.19 365号
エチオピア	エチオピア国立博物館人類化石 関連機材整備計画のための贈与 に関する日本国政府とエチオピ ア連邦民主共和国政府との間の 交換公文	エチオピア国立博物館人類化石関連機材整備計画を 実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	40,100 千円 H21. 3.31 まで	H20. 6. 9 アデアイス アベバで (同日)	日本側 駒野欽一在エチオ ピア大使 メコネン・ エチオピア側 メコネン・ マニヤゼワル財務・経済 開発担当国務大臣	H20. 6.26 375号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。